

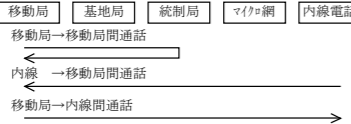
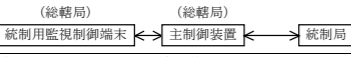
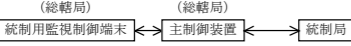
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

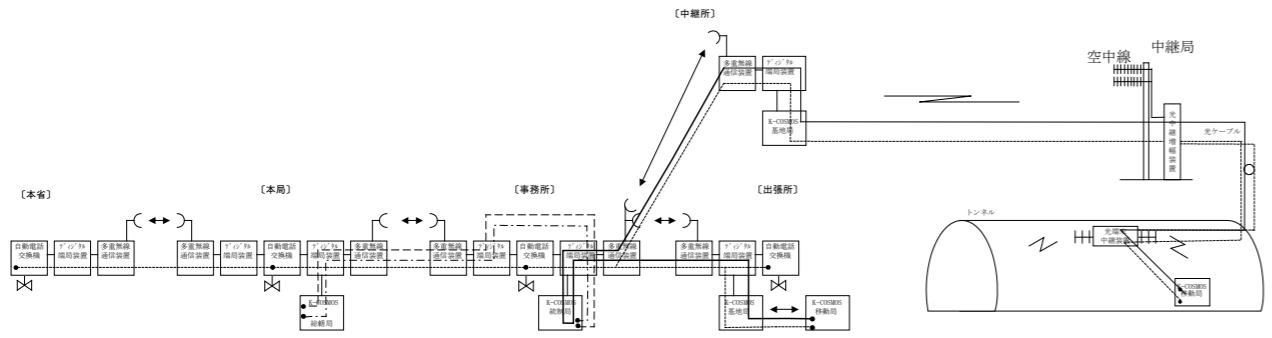
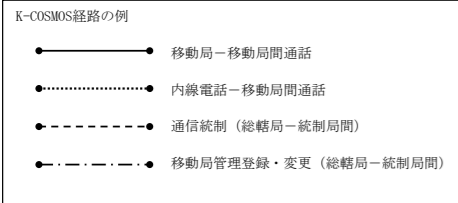
旧 令和7年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p data-bbox="320 363 1062 411">電気通信施設点検基準 (案) (1 / 3)</p> <p data-bbox="617 520 795 569">総合点検</p> <p data-bbox="587 825 825 873">令和7年3月</p>	<p data-bbox="1596 363 2338 411">電気通信施設点検基準 (案) (1 / 3)</p> <p data-bbox="1893 520 2071 569">総合点検</p> <p data-bbox="1863 825 2101 873">令和8年3月</p>	

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
目 次 (総合点検)				目 次 (総合点検)				
1	ネットワーク設備		15	1	ネットワーク設備		15	画像伝送送受信装置 (ヘリテレ用)削除
1-1	ネットワーク	1	16	1-1	ネットワーク	1	16	
2	多重無線通信設備		17	2	多重無線通信設備		17	
2-1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)	3	18	2-1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)	3	18	
2-2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	3		2-2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	3		
2-3	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS対向型・多方向型) (400MHz帯SS-SS 小容量C型・D型)	4	19	2-3	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS対向型・多方向型) (400MHz帯SS-SS 小容量C型・D型)	4	19	
3	端局設備		20	3	端局設備		20	
3-1	デジタル端局装置	5		3-1	デジタル端局装置	5		
4	光ファイバネットワーク関連設備		21	4	光ファイバネットワーク関連設備		21	
4-1	デジタル端局装置 (SDH)	6	21	4-1	デジタル端局装置 (SDH)	6	21	
4-2	管理施設用小容量光伝送装置 (PON)	7	21	4-2	管理施設用小容量光伝送装置 (PON)	7	21	
4-3	情報コンセント (FASTイーサネット方式)	8	21	4-3	情報コンセント (FASTイーサネット方式)	8	21	
5	超短波無線電話設備		21	5	超短波無線電話設備		21	
5-1	超短波無線電話装置	10	22	5-1	超短波無線電話装置	10	22	
5-2	デジタル陸上移動通信システム	11		5-2	デジタル陸上移動通信システム	11		
6	K-COSMOS設備		23	6	K-COSMOS設備		23	
6-1	K-COSMOS装置	12		6-1	削除 (K-COSMOS装置)	12		
7	テレメータ・放流警報設備		24	7	テレメータ・放流警報設備		24	
7-1	テレメータ装置	14	25	7-1	テレメータ装置	14	25	
7-2	放流警報装置			7-2	放流警報装置			
7-3	テレメータ装置 (災害対策タイプ1)			7-3	テレメータ装置 (災害対策タイプ1)			
7-4	テレメータ装置 (災害対策タイプ2)			7-4	テレメータ装置 (災害対策タイプ2)			
7-5	テレメータ装置 (自律型)			7-5	テレメータ装置 (自律型)			
8	画像伝送送受信設備 (ヘリテレ用)			8	画像伝送送受信設備 (ヘリテレ用)			
8-1	画像伝送送受信装置 (ヘリテレ用)			8-1	削除 (画像伝送送受信装置 (ヘリテレ用))			
8-2	受信用移動型 (ヘリテレ用)			8-2	削除 (受信用移動型 (ヘリテレ用))			
9	衛星通信設備			9	衛星通信設備			
9-1	削除 (衛星通信装置 (固定局装置) 平成28年11月廃止)			9-1	削除 (衛星通信装置 (固定局装置) 平成28年11月廃止)			
9-2	削除 (衛星通信装置 (車載型) 平成28年11月廃止)			9-2	削除 (衛星通信装置 (車載型) 平成28年11月廃止)			
9-3	削除 (Ku-SAT (制御地球局・固定・可搬型) 平成28年11月廃止)			9-3	削除 (Ku-SAT (制御地球局・固定・可搬型) 平成28年11月廃止)			
9-4	衛星通信装置 (車載局装置)			9-4	衛星通信装置 (車載局装置)			
9-5	衛星通信装置 (可搬局装置)			9-5	衛星通信装置 (可搬局装置)			
9-6	衛星通信装置 (固定局装置)			9-6	衛星通信装置 (固定局装置)			
10	CCTV設備			10	CCTV設備			
10-1	CCTV装置			10-1	CCTV装置			
11	自動電話交換設備			11	自動電話交換設備			
11-1	自動電話交換装置			11-1	自動電話交換装置			
11-2	VoIP交換装置			11-2	VoIP交換装置			
12	道路情報表示設備		18	12	道路情報表示設備		18	K-COSMOS 削除
12-1	道路情報表示装置	26	67	12-1	道路情報表示装置	26	67	
13	道路トンネル非常用設備		68	13	道路トンネル非常用設備		68	
13-1	道路トンネル非常用装置	27		13-1	道路トンネル非常用装置	27		
14	ラジオ再放送設備・路側通信設備			14	ラジオ再放送設備・路側通信設備			
14-1	ラジオ再放送装置	29		14-1	ラジオ再放送装置	29		
14-2	路側放送装置	30		14-2	路側放送装置	30		
15	車種別車輛感知設備			15	車種別車輛感知設備			
15-1	車種別車輛感知器	31		15-1	車種別車輛感知器	31		
15-2	簡易型交通量計測装置	32		15-2	簡易型交通量計測装置	32		
16	電子応用設備			16	電子応用設備			
16-1	河川情報システム	33		16-1	河川情報システム	33		
16-2	統一河川情報システム	37		16-2	統一河川情報システム	37		
16-3	道路情報システム	41		16-3	道路情報システム	41		
16-4	レーダ雨(雪)量計システム	44		16-4	レーダ雨(雪)量計システム	44		
16-5	地震情報システム	47		16-5	地震情報システム	47		
16-6	ダム管理用制御処理設備	48		16-6	ダム管理用制御処理設備	48		
16-7	MPレーダ雨(雪)量計システム(Xバンドレーダ)	63		16-7	MPレーダ雨(雪)量計システム(Xバンドレーダ)	63		
16-8	MPレーダ雨(雪)量計システム(Cバンドレーダ)	64		16-8	MPレーダ雨(雪)量計システム(Cバンドレーダ)	64		
17	電源設備			17	電源設備			
17-1	受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備、無停電電源設備	65		17-1	受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備、無停電電源設備	65		

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版										新 朱書き修正	改定主旨・根拠
「総合点検」 6-1 K-COSMOS装置										「総合点検」 6-1 K-COSMOS装置 削除	K-COSMOS 削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				
1	運用者等からの確認及び報告等	前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業結果概要の報告等を行う。						○	システム運用者等との連携及び効果的な作業実施		
2	移動局通話の確認	移動局→移動局間通話、内線→移動局間通話、移動局→内線間通話が正常に発信できることを確認する。トンネル内通信範囲も合わせて確認する。 	○						システムの通話機能の確認	作業場所は本省、本局、事務所出張所と運用中の代表MLで実施（トンネル無線通信補助設備がある場合は、トンネル内も実施する。）	
3	通信統制機能の確認	総轄局又は統制局の統制用監視制御端末から統制局の通信統制が正常に実施できることを確認する。 ① 無線回線のチャネル規制 半固定割当てチャネルを1チャネルずつ増減できること。 ② 通話時間の制限 一般通話時間を変更し、タイムアウトにより切断すること。 						○	システムの通信統制機能の確認	作業場所は総轄局、統制局	
4	移動局登録管理及び変更機能の確認	総轄局又は統制局の統制用監視制御端末から統制局で表示される移動局登録データ（事務所ゾーン、基地局番号、移動局番号）と一致することを確認する。 						○	システムの移動局登録管理機能及び変更機能の確認	作業場所は総轄局、統制局	
5	時計の確認	時刻の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。						○	時刻の正常性の確認	作業場所は統制局	



K-COSMOS装置総合点検系統図（例）

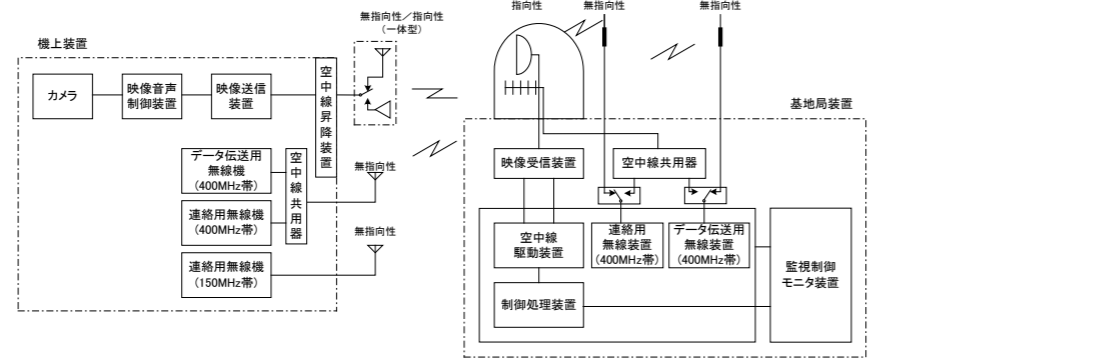
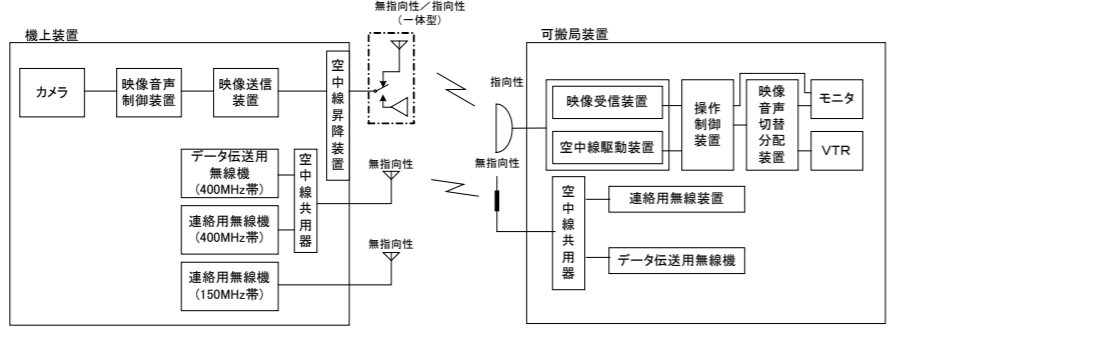
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版										新 朱書き修正										改定主旨・根拠		
「総合点検」 7-1 テレメータ装置										「総合点検」 7-1 テレメータ装置												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
1	日常動作の確認	全局観測確認 全局観測制御において、全ての観測局から応答信号が正常に返送されていることを確認する。 印字確認 全局観測において、すべての観測データが正常に印字記録されていることを確認する。 時計の確認 時刻の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。	○						システムの総合的な動作機能の確認	作業場所は監視局	1	日常動作の確認	全局観測確認 全局観測制御において、全ての観測局から応答信号が正常に返送されていることを確認する。 印字確認 全局観測において、すべての観測データが正常に印字記録されていることを確認する。 時計の確認 時刻の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。	○						システムの総合的な動作機能の確認	作業場所は監視局	
<p style="text-align: center;">テレメータ装置総合点検系統図 (例)</p>										<p style="text-align: center;">テレメータ装置総合点検系統図 (例)</p>										プリンタがない場合を考慮		
「総合点検」 7-3 テレメータ装置 (災害対策タイプ1)										「総合点検」 7-3 テレメータ装置 (災害対策タイプ1)												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
1	日常動作の確認	全観測データが正常に印字記録されていることを確認する。 時計の確認 時刻の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。	○						システムの総合的な動作機能の確認	作業場所は監視局	1	日常動作の確認	全観測データが正常に印字記録されていることを確認する。 時計の確認 時刻の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。	○						システムの総合的な動作機能の確認	作業場所は監視局	
<p style="text-align: center;">テレメータ装置 (災害対策タイプ1) 総合点検系統図 (例)</p>										<p style="text-align: center;">テレメータ装置 (災害対策タイプ1) 総合点検系統図 (例)</p>										プリンタがない場合を考慮		

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版										新 朱書き修正										改定主旨・根拠		
「総合点検」 7-4 テレメータ装置 (災害対策タイプ2)										「総合点検」 7-4 テレメータ装置 (災害対策タイプ2)												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
1	日常動作の確認	全局観測確認 全局観測制御において、全ての観測局から応答信号が正常に返送されていることを確認する。 印字確認 全局観測において、すべての観測データが正常に印字記録されていることを確認する。 時計の確認 時刻の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。							システムの総合的な動作機能の確認 作業場所は監視局		1	日常動作の確認	全局観測確認 全局観測制御において、全ての観測局から応答信号が正常に返送されていることを確認する。 印字確認 全局観測において、すべての観測データが正常に印字記録されていることを確認する。 (プリンタがある場合のみ) 時計の確認 時刻の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。						システムの総合的な動作機能の確認 作業場所は監視局		プリンタがない場合を考慮	
<p style="text-align: center;">テレメータ装置 (災害対策タイプ2) 総合点検系統図 (例)</p>										<p style="text-align: center;">テレメータ装置 (災害対策タイプ2) 総合点検系統図 (例)</p>												

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版		新 朱書き修正		改定主旨・根拠														
「総合点検」 8-1 画像伝送受信装置（ヘリテレ用）		「総合点検」 8-1 画像伝送受信装置（ヘリテレ用） 削除		画像伝送受信装置（ヘリテレ用）削除														
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期		使用測定器等	点検目的の概要	備考											
			<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>毎日</th><th>1ヶ月</th><th>2ヶ月</th><th>3ヶ月</th><th>6ヶ月</th><th>12ヶ月</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </table>	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月						○			
毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月													
					○													
1	運用者等からの確認及び報告等	前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業結果概要の報告等を行う。			システム運用者等との連携及び効果的な作業実施													
2	映像音声伝送状況の確認	ヘリコプタの送信アンテナを指向性/無指向性に切り替えて、送信される映像音声を確認する。 また、アナウンス音声の復調機能として、スケルチ機能がある場合は、スケルチ動作の確認をする。			システムの映像伝送機能及びデータ伝送機能の確認	作業場所は監視制御局、基地局												
3	データ伝送状況の確認	ヘリコプタから15GHz帯電波及び400MHz帯電波で送信される位置データが正常に伝送されていることを確認する。				作業場所は監視制御局、基地局												
4	通話機能の確認	ヘリコプタと連絡用無線装置（または可搬型連絡用無線装置借用可能な場合には可搬型連絡用無線装置からの電波）を使用し通話ができることを確認する。 単信、複信及び内線通話を確認する。			ヘリコプタとの通話機能の確認	作業場所は監視制御局、基地局												
 <p style="text-align: center;">画像伝送受信装置（ヘリテレ用）総合系統図（例）</p>																		
「総合点検」 8-2 受信用移動型（ヘリテレ用）		「総合点検」 8-2 受信用移動型（ヘリテレ用） 削除																
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期		使用測定器等	点検目標の概要	備考											
			<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>毎日</th><th>1ヶ月</th><th>2ヶ月</th><th>3ヶ月</th><th>6ヶ月</th><th>12ヶ月</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </table>	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月						○			
毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月													
					○													
1	運用者等からの確認及び報告等	前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業結果概要の報告等を行う。			システム運用者等との連携及び効果的な作業実施													
2	映像音声伝送状況の確認	ヘリコプタの送信アンテナを無指向性にして、送信される映像音声を可搬局で受信できることを確認する。			システムの映像伝送機能の確認	作業場所は可搬局設置場所（現場）												
3	データ伝送状況の確認	400MHz帯電波によるデータ受信機能がある場合は、ヘリコプタから送信される位置データが正常に伝送されていることを確認する。				作業場所は可搬局設置場所（現場）												
4	通話機能の確認	ヘリコプタと連絡用無線装置（または可搬型連絡用無線装置借用可能な場合には可搬型連絡用無線装置からの電波）を使用し通話ができることを確認する。 複信通話機能（内線接続も含む）がある場合には、複信通話も確認する。			ヘリコプタとの通話機能の確認	作業場所は可搬局設置場所（現場）												
 <p style="text-align: center;">画像伝送受信装置〔ヘリテレ受信用移動型〕総合系統図（例）</p>																		

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版										新 朱書き修正										改定主旨・根拠		
「総合点検」 10-1 CCTV装置										「総合点検」 10-1 CCTV装置												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
1	運用者等からの確認及び報告等	前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業結果概要の報告等を行う。							システム運用者等との連携及び効果的な作業実施		1	運用者等からの確認及び報告等	前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業結果概要の報告等を行う。							システム運用者等との連携及び効果的な作業実施		
2	CCTVシステムの確認	<p>定点カメラの画像が正常に受信できることを確認する。画像の確認は事務所等の受信画像表示装置により行う。</p> <p>操作器から操作制御により、定点カメラの旋回、ズーム、カメラ選択等の機能を確認する。なお、映像等は事務所等の受信画像表示装置により確認する。本作業の点検カメラ台数は概ね設置台数の1/2とする。残りについては次の周期に点検するものとする。</p> <p>定点カメラの受信画像の画質を全カメラについて確認する。事務所内で同一時刻、同一画角付近で現行画像を静止画で記録・保存し、過去の画像と比較して著しく異ならないか確認する。確認は昼及び可能であれば夜間に行う。</p>							<p>システムの総合的な動作状況等の確認</p> <p>作業場所は事務所、出張所。</p> <p>作業場所は事務所、出張所。</p> <p>静止画記録・保存装置（PCまたは専用装置）</p> <p>受信画像画質性能の経時変化の把握</p> <p>作業場所は事務所</p>		2	CCTVシステムの確認	<p>定点カメラの画像が正常に受信できることを確認する。画像の確認は事務所等の受信画像表示装置により行う。</p> <p>操作器から操作制御により、定点カメラの旋回、ズーム、カメラ選択等の機能を確認する。なお、映像等は事務所等の受信画像表示装置により確認する。本作業の点検カメラ台数は概ね設置台数の1/2とする。残りについては次の周期に点検するものとする。</p> <p>定点カメラの受信画像の画質を全カメラについて確認する。事務所内で同一時刻、同一画角付近で現行画像を静止画で記録・保存し、過去の画像と比較して著しく異ならないか確認する。確認は昼及び可能であれば夜間に行う。</p>							<p>システムの総合的な動作状況等の確認</p> <p>作業場所は事務所、出張所。</p> <p>作業場所は事務所、出張所。</p> <p>静止画記録・保存装置（PCまたは専用装置）</p> <p>受信画像画質性能の経時変化の把握</p> <p>作業場所は事務所</p>		同一時刻での確認は難しいため削除
総合点検構成図										総合点検構成図												